

## 8月臨時教育委員会会議録

開催日時 令和元年8月21日(水)  
午前10時00分～午後0時05分

開催場所 県庁新館4階教育委員会室

出席委員	教育長	福永 忠克
	委員	岡崎 正彦
	委員	窪田 知子
	委員	野村 早苗

### 1 開 会

- 教育長から開会の宣告があった。
- 教育長から出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議の成立が確認された。
- 事務局から出席者の報告があった。

### 2 非公開事件の確認

- 教育長から、議案の確認があった。

### 3 議 事 (議案：公開)

- 教育長から、第22号議案「滋賀県立中学校において2020年度に使用する教科用図書の採択について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき採択までの過程について説明があった。

● 主な質疑・意見

- 野村委員                                      県立学校における選定にあたって、県立中学校では校長、教頭、教諭、保護者代表等で構成する選定委員会を開催したとあるが、保護者代表とはどういった方が選定されているか。

- 高校教育課長                                多くの場合は PTA の役員の方が保護者代表として参加されている。

- 教育長から、県立河瀬中学校の申請について、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

● 主な質疑・意見

- 岡崎委員                                      まず国語についてであるが、選定理由に、『話すこと・聞くこと』について、豊富な教材を使い」とあるが、具体的に教科書でいうとどういった点になるのか。

- 高校教育課長                                光村図書国語Ⅱの8ページを御覧いただくと、1年間の学習の見通しが示してあって、国語科では、「話すこと・聞くこと・書くこと・読むこと」といった題材が多く取り上げられている。その中で、「話すこと・聞くこと」については、例えば「要点を整理して聞き取る」であるとか、「説明や発表の活動」「話し合いの活動」「討論の活動」といったことが掲載されていて、これは他社の教科書と比べると、「話すこと・聞くこと」の部分について非常に多くの教材が掲載されている。これらを活用することで、基礎的・基本的な知識・技能が定着できるという構成になっている。

- 岡崎委員                                      生徒たちに今回の授業ではこういうことを重点的に教えたいという場合に、教科書のこの部分

を活用することができるなど、教科書の使い方のサポートが充実しているということか。

- 高校教育課長
 

そのとおりで、題材が分かりやすく配列されているということと、非常にたくさん取り上げられているということがある。他社の教科書では、討論や説明、発表といった、もう少し教材数が少なくなっているが、光村図書の教科書はそうした点が充実しているということが特長でないかと思う。
- 窪田委員
 

同じく国語について、光村図書の「読書案内」等を評価されてこの教科書を申請されていると思うが、実際に教科書の「広がる読書」というところを見せていただくと、これが載っているだけではなかなか読書活動にはつながらないと思うので、実際に「ここを今までこんなふうを活用してきた」ということがあれば教えていただきたい。
- 高校教育課長
 

同じく光村図書の国語Ⅱの教科書の、例えば187～189 ページに、「本の世界を広げよう」ということで、この年代の子どもたちが読むのにふさわしいような本が多数掲載されている。単に図書名を羅列するだけではなくて、ページの右側に、「医療・福祉」であるとか、「宇宙」「職業」といったテーマごとに分類されているので、例えば理科や家庭科の学習、あるいは日常生活にもつながっていて、生徒が自分の興味や関心に応じて、こうした図書を読んでいって、読書の幅を広げるといふことにも活用している。
- 岡崎委員
 

ここで紹介されている本を学校の図書室に積極的に取り入れるなどして、教科書とつながりやすい工夫はされているのか。

- 高校教育課長                      全ての図書があるかどうかは把握していないが、そうした図書の充実が図られていると考えている。
- 岡崎委員                              数学について、「問題数が充実」しているということであるが、具体的に教科書のどの辺りを示しているのかということと、学校が考える充実した問題数というのは、どれぐらいのものを指しているのか。
- 高校教育課長                      大日本図書の「新版 数学の世界 II」を御覧いただくと、例えば各ページにQ 1、Q 2というふうに、必ず問題が掲載されており、単に授業で先生の話聞いてそれが理解できているかだけではなくて、問題を解くことで自分の理解度を測っていくような内容になっている。量的には、各ページに1問以上の練習問題、章末には大体6問程度の問題が掲載されているということで、特に数学の場合は、やはりこれぐらいの問題量をこなしていく必要があるというふうに考えている。
- 岡崎委員                              章末の「考えてみよう」の部分や、「もっと数学」の部分について、実際に授業の中でどれくらい積極的に時間を取って活用されているのか。
- 高校教育課長                      具体的な授業時間数というのは、当然年間の指導計画の中で決められている。特に演習問題の「もっと数学」という部分については、高校の数学と関わった内容で、より発展的な内容となっており、自学自習や家庭学習において更に深めていくような指導をされているというふうに考えている。
- 教育長から、県立守山中学校の申請について、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

● 主な質疑・意見

- 岡崎委員
 

社会について、選定理由に、「疑問点を掲載し、課題解決に向けた学習意欲を高めるように工夫されている」と書かれているが、具体的に教科書のどの辺りを示しているのか。
- 高校教育課長
 

東京書籍の「新しい社会・歴史」の70ページを御覧いただくと、「鎌倉幕府の成立と執権政治」とあるが、ページの上の方に写真があって、子どもの顔が載っており、そこからこの子がつぶやいているという設定で吹き出しが出ており、「どうして鎌倉に幕府を開いたのかな」というふうに記載されている。この部分が、「疑問点を掲載し」と言った内容となっており、こうした素朴な疑問が示されていることで、学習に対する子どもたちの関心を高め、さらにはその学習の見通しを示すということで、生徒がより主体的に歴史の事象を学ぶことができるような工夫がされているというふうに考えている。
- 岡崎委員
 

日本文教出版の教科書を見ていると、同じように子どものやり取りが載っているが、これとの違いというか、学校としての判断はあるのか。
- 高校教育課長
 

東京書籍については、例えば71ページを御覧いただくと、「武士の身と民衆の生活」という部分で、そのページの上の方に女の子の顔があって、「貴族の屋敷とどこが違うのかな」というふうに吹き出しが出ており、それぞれの項目で子どもたちがきっかけとして考えるべき内容が発言のような形で投げかけられているので、こうした点を評価されている。
- 岡崎委員
 

授業の中では、先生が教科書のこうした投げかけの部分を活用して、ディベートにつながるよう

な指導をされているのか。

- 高校教育課長
 

それぞれの生徒が疑問を持って教科の内容に取り組んでいくということは、最終的には論理的に考える力や、ディベートで培うべき内容を含んでいるということであるので、そうしたことを念頭に置いて授業が行われていると考えている。
- 野村委員
 

外国語の選定理由に、「明確な活動構成と基本的技能の段階的反復練習により、基礎的な知識・技能を確実に定着させることができる」とあるが、段階的反復練習とはこういった形のものか。
- 高校教育課長
 

東京書籍の「NEW HORIZON English Course 2」の 21 ページを御覧いただくと、上の方に基本の文章が載っている。「Show me your passport, please.」とあるが、これを基本文章にして、次に「Show」と「your passport」のところを、例えば①②③と並んでいるが、「Show」と「your bag」や、「Give」と「your homework」や、「Buy」と「some orange juice」というように、これを入れ替えて言うというものが基本的な練習である。

次に段階を踏んで、「Speech」という部分があるが、「the boy」の下線の部分を何か別の物に言い替えたらどうなるかというのを、①の絵を見て考える。あるいは、②は赤ん坊が泣いているので、そのことを A・B の会話のここに入れ替えて会話を成立させようというような活動が、次の発展的な内容となっている。

最後に、こういった段階を踏むことで、自分自身で、「先生は私たちに何々を教えてください」というような自己紹介文を書くことで、似たような英語の文章を使えるようにしていこうというような内容を、段階的反復練習というふうに捉えている。

- 教育長から、県立水口東中学校の申請について、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
  
- 主な質疑・意見
  
- 窪田委員
 

理科について、大日本図書を見ると、「実験」とは別に、「やってみよう」という形で、こんなことも調べてみようという内容がたくさん載っていて良いと思うが、実際に実験として授業で行うものに加えて、これだけいろいろなことを「やってみよう」ということで、実際に観察したり、実験したりとか、この教科書を使って授業時間内でどれくらい実施できるものか。
  
- 高校教育課長
 

やはり掲載されている全ての実験を実施するのはなかなか難しいので、理科室や教室で、教員が演示実験として、実験をやって見せるような場合もある。また、実際に生徒が4人一組で実験する場合もあって、その方が自分で実際に実物に触れることができるので、よりしっかりと定着するというふうに考えている。どちらの方法をとるかは、それぞれの題材によって使い分けていくものであるが、教科書に記載されている内容については、しっかりと押さえる必要があるので、その辺りは強弱をつけながら授業を行っている。
  
- 岡崎委員
 

理科と技術・家庭の選定理由に、いずれも「表現力」の育成ということが書かれているが、英語での表現力や国語での考えたことの発表などはイメージがつくが、理科や技術・家庭の表現力というのはどういった部分を指しておられるのか。
  
- 高校教育課長
 

表現力と言うと、自分の考えていることを相手に正確に伝えるというようなことを指していると考えている。各教科においてそれぞれ特色があるので、それぞれの特色に応じながら、最終的に

目指しているのは、やはり自分の考え方や思っていることを相手に正確に伝えるというような活動につなげられるようにすることである。例えば、理科で言うと、実験の結果を自分で考察してそれをどういうふうにかえたのかということを手相手に伝えるであるとか、技術・家庭科で言うと、環境問題を調べて、それを1枚の紙にまとめて発表するようなことも表現力を育成する一つの活動になる。

それぞれの教科のいろいろな題材を使いながら、自分の考えをしっかりとまとめて相手に伝えるようにするというところを目指していくというふうにかえている。

- 野村委員
 

同じく技術・家庭の選定理由で、「グループで意見交流を行う活動」と記載してあるが、意見交流するテーマとして、どういったものを取り上げられて意見交流が図られているのか。
- 高校教育課長
 

教育図書の「新技術・家庭 家庭分野」の104ページを御覧いただくと、一番上に大きくQと書かれ赤丸で囲まれた問いかけがある。「調理実習で身支度を整えるのはどうして？それぞれの理由を挙げてみよう」というような問いかけがあって、例えばこういう調理の基礎のところでは、この問いかけに対して、グループで考え方を発表し合うといった活動が想定されている。

また、94ページの「食品の選択と購入」というところでは、「お昼ご飯はカレーが食べたい。A～D、レトルトのカレーやコンビニのカレー、外食、こういったところのメリット・デメリットを考えてみよう」とあり、教科書の中でいろいろな投げかけをすることで、題材として話し合えるような構成になっている。
- 野村委員
 

そうしたことをグループで討論しながら、一つ



の何かにまとめ、それをまたお互い発表するといったことか。

- 高校教育課長                      そうである。
  
- 岡崎委員                              中学校3校の申請にあたっては、先ほど説明いただいたように、各校において、ねらいの部分等を保護者の方に説明をされて、この申請書がまとまったということだと思うが、保護者からの意見として、例えばこの教科書を使用した4年間の評価として、「良い」というのは出てくると思うが、「少し分かりにくい」といった情報が各校から上がってきたりしているものか。
  
- 高校教育課長                      個別に保護者の方から頂いた御意見は把握しているが、「教科書が分かりにくい」や、「別の教科書にしてほしい」というようなものはなかったと聞いている。
  
- 岡崎委員                              水口東中学校の教育目標の中に、「正義を重んじ」という言葉があると思うが、この辺りは教科書の中でどのように見えてくるものか。
  
- 高校教育課長                      そういった内容で学習することで言うと、道徳の教科書の採択にあたっては、この教育目標の「正義を重んじ」の部分が大きく関わるものである。道徳は、昨年度に採択済であって、その際にはこうした教育目標を特に重要視して申請されているというように思う。ベースには教育目標があった上で各学校が選んでいるので、そうした部分も踏まえて選ばれていると思う。
  
- 教育長から、第22号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

- 教育長から、第 23 号議案「滋賀県立高等学校において 2020 年度に使用する教科用図書採択について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
  
- 主な質疑・意見
  - 岡崎委員 県立高校の採択の仕組みについて説明があったが、他府県の高等学校における教科書選定ではこういった仕組みが採用されているのか。
  
  - 高校教育課長 近畿の各府県の状況を申し上げると、大阪府は滋賀県とほぼ同様に、各学校が調査委員会や選定委員会を設けて、教育委員会に申請を上げ、採択されるというような流れである。そのほかの府県については、それぞれで少し異なっており、例えば各学校で行う調査や選定に当たっては、調査・研究は行われるが、調査委員会や選定委員会の設置までを規定していない県がある。  
また、教育委員会への教科書の申請については、全ての府県で学校が 1 科目につき 1 冊を選定し、最終的に教育委員会で採択されて、採択された教科書については、ほとんどの県でホームページ上に公開されているという状況である。
  
  - 岡崎委員 滋賀県は、先ほど説明があったように、教科やコースで選り分けたりして、丁寧な選定をしているということか。
  
  - 高校教育課長 コース等で教科書を使い分けているかというところまでは他府県の状況は承知していないが、選定や採択の仕組みについては、丁寧に行っているものと考えている。
  
  - 野村委員 資料 3 の 10 ページの選定委員会一覧表について、「保護者等の内訳」を見ていると、普通科の学校や総合学科の学校など、学校によっていろいろ

る状況が異なるようには思うが、教職員の方が入っておられたりとか、前年のPTAの方が入っておられたりとか、学校では、どのような形で委員を選定されているのか。

- 高校教育課長
 

選定委員会については、学校によってばらつきはあるが、基本的な構成としては、学校関係者は校長、教頭、教務主任、教科書担当教員の4名、そこに保護者の方2名を加えて、6名が基本的な人数かと思う。そこに、例えば、理数科、音楽科、体育科といった学科が普通科と別に設定されている学校については、その学科の主任が加わる場合がある。それから職業系の高校では、工業の中でも機械や電気、情報といった学科があるので、その代表者が選定に加わったりすると、更に人数が増えたりすることもある。それから保護者等については、学校評議員を含むこととしており、学校評議員の中に保護者の代表の方が入っておられるので、その方が保護者として教科書選定に加わっていただくことで、保護者が必ず委員会に入っていただくという形になっている。
- 岡崎委員
 

例えば草津東高校では、工業高校並みに人数が多いがなぜか。
- 高校教育課長
 

草津東高校には、体育科があるということと、学校によっては、各学校長の考え方により、もう少し幅広く意見を聞くという必要性がある場合には、委員の構成を変更することも認めているので、状況に応じて人数が増加しているものと考えらる。
- 岡崎委員
 

人数に上限はないということか。
- 高校教育課長
 

そうである。専門の学科のある高校では、おおむね10名程度となっているが、14名という高校

もある。

- 窪田委員                      選定委員会が各学校で開かれていると思うが、審議の時間が足りないという状況は特に聞いていないか。
- 高校教育課長                選定委員会については、基本的に教科の担当教員が調査・研究したものを、選定委員会において審議いただくという形になっている。委員会では、例えば教科書間の違いや選定理由についての質問に対して、教科の担当教員が教科書の特徴を比較しながら説明し、生徒に応じた教科書を選んでいる、といったようなやりとりがあったり、また授業で教科書のどういった点に重点を置いているのかという質問に対して、実際に保護者の方に教科書を手にとっていただいて、具体的な箇所を示しながら審議をいただいたりといった手続を踏んでおり、特に時間が足りないといったような声は聞いていない。
- 岡崎委員                      東大津高校の数学の教科書における選定理由について、「順序よく内容理解ができる構成になっている」とは、具体的にどのあたりを指しているのか。
- 高校教育課長                数研出版の「改訂版 高等学校 数学Ⅱ」を御覧いただくと、170 ページの「常用対数の応用」という項目では、例題 7 という項目が左上にあり、対数の考え方をまず基本として押さえて、更に応用問題で、「2 の n 乗が 10 桁の数となるような自然数を全て求めよ。」ということで、もう少し発展的な内容を取り扱っている。次に、右側の例題 8 では、「3 分の 1 の 30 乗を小数で表したとき」というように、例題 7、応用例題 5、例題 8 と順序よく解いていくと、整数の桁数を求める方法を小数の問題にまで応用できるという構成になっ

ているということである。

- 教育長から、第 23 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
  
- 教育長から、第 24 号議案「滋賀県立特別支援学校小・中学部において 2020 年度に使用する教科用図書の採択について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
  
- 主な質疑・意見
  
- 岡崎委員
 

個々の生徒の状況に合わせて細かい配慮をした教科書の選定をしていただいて有り難く思う。先ほど検定教科書と文部科学省の著作本を優先的に活用するという説明であったが、その他一般図書の著書数が相当数あり、実態としてはそちらを利用されていることが多いものか。
  
- 特別支援教育課長
 

まずはお手元にもある著作本のいわゆる星本と読んでいるものであるが、これについては、知的障害の状況に合わせて国で作られたものなので、各校ともに何らかの形では使用している。検定教科書となると、やはり文字を読む力や、読み取る力が問われるので、なかなか使いづらいといったことがあるというのが実態である。例えば、資料 7 - 1 の 38 ページを御覧いただくと、聾話学校の課程 4 については、知的障害のある児童・生徒も含まれているが、聾話学校の保健の 5・6 年生のところで、「みんなのほけん 3・4 年」や、その上の図工のところの「ずがこうさく 1・2」といったように、教科によってはこういったものを併せて使用することも可能なので、一般図書も使いながら、検定教科書を活用するといった学校がある。
  
- 岡崎委員
 

特別支援学校の中学部について、北大津養護学

校では、一般図書の変更数が多い。一般図書 25 の中で、課程 3 であれば、供給不能による変更が 5、教育課程の見直しによる変更が 3 という状況となっているが、各学校から何か困っている点があるといった報告は上がっているか。

- 特別支援教育課長      例えば資料 8 の 34 ページ、北大津養護学校中学部課程 3 を御覧いただくと、国語の選定理由に「供給不能による変更」とあって、新たに 1 学年では「手ぶくろを買いに」、3 学年では「にじいろのさかな」を選定している。国が図書の是非を保証するものではないが、全国でも多数採択されている図書の一覧として、国から「一般図書一覧」というものが送付されており、その中から選んでいるものである。また、特別支援学校同士でも図書の申請内容を共有しており、他の学校での使用状況を確認しながら、図書を選定するということも行っている。
- 岡崎委員                  供給不能になったときに、代替の図書がないというようなことで、学校が困ることはないか。
- 特別支援教育課長      供給不能と判明するのが、冬頃になることもあるので、その場合は、各学校が「一般図書一覧」等の中から適切な図書を選定した上で、事務局の方で確認し変更を認める形で行っており、その手続については選定審議会でもあらかじめ認めていただいたところである。
- 窪田委員                  資料 3 の選定委員会の状況の中で、長浜養護学校の開催日が他の学校と比べて遅いのはなぜか。  
また、準ずる教育課程の場合には、学びの連続性を大切にするという一方で、学校所在地の採択と同じとするという説明があったが、例えば草津養護学校の小学部の準ずる教育課程で、大津市内から通っている児童がいる場合、大津市と草津市

の教科書の内容がどの程度異なるかは分からないが、そうしたところで子どもが困るようなことはないか。

- 特別支援教育課長 長浜養護学校の開催日については、選定委員の御都合もあって、県が方針等を通知した6月6日以前に第1回の選定委員会を開催して、昨年度の状況の報告や、原案について審議していただいたと聞いている。その後、県の方針等の通知を受けて審議をいただくということで、改めて7月30日に選定委員に諮り、県の通知の内容を含めて審議をいただいたということである。

また学校所在地の採択と同じとするという点については、草津養護学校であれば実際に大津市と草津市から通う子どもがいるので、そのまま引き継ぐということにはならない。特別支援学校の学習方法としては、学年ごとの学習であっても、他の教材を入れながら学習することもあるので、例えば大津市と草津市の使用する検定教科書が別の場合であっても、内容については同じような配列であったりとか、その学年でおおよそ何を単元として扱っているとか、重なる部分があるので、順番等に配慮しながら進めるという形になっている。

- 岡崎委員 各学校の選定委員会において、保護者の方が点字教科書のようなものを評価するのはなかなか難しいと思うが、委員会の中ではこういった意見が出ているものか。

- 特別支援教育課長 選定委員会の際には、各学校では小学部・中学部・高等部のそれぞれで選定している主な教科書を用意して、実際に手に取って見ていただきながら御意見をいただいている。

点字教科書については、盲学校でしか使用しておらず1種類しかないものであるため、なかなか

意見というのは難しいところもあるが、他の知肢併置の特別支援学校等においては、保護者の方から、「児童生徒の興味や関心を引いたり、社会生活に使用したりすることを考えて、音が出るとか、見て分かりやすいとか、イラストが多い教科書を選んでいただきたい、また選んでいただき有り難い」といった御意見をいただいている。また、草津養護学校中学部の課程2の教科書について、「道徳の教科書に、子どものマナーのような内容が入っているが、これのみで道徳としてよいのか。」という御意見をいただいたことについては、「実際には一般図書だけで学ぶのではなくて、例えば、自然への敬愛や敬意を表すことなどいろいろな分野がある中で、日常生活の自分の身辺処理のことを扱う場合には、その教科書を活用するといった使い方をする。」といったやり取りをしており、委員からはいろいろな御意見をいただく中で説明し、納得をいただいている。

- 岡崎委員                      障害のある子どもを持つ保護者の方は、いろいろな不安が募ると思うので、そうした意見に対しては、きっちり説明し、御理解をいただけるような進め方をさせていただくようお願いしたい。
- 教育長から、第24号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第25号議案「滋賀県立特別支援学校高等部において2020年度に使用する教科用図書の採択について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 特になし
- 教育長から、第25号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、



原案どおり可決された。

#### 4 閉 会

- 教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告があった。